

岩手県告示第828号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方務局長から次のとおり通知があった。

平成25年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市盛町字柿ノ木沢、字町、字内ノ目、字館下、字宇津野沢、字下館下及び字御山下地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年11月8日から平成26年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）